

手数料返戻金について

採用された人材が入社後、明らかに本人の責により解雇となった場合、または自己都合により勤務後 2 か月未満で退職した場合、受領した紹介手数料のうち、下記の金額を返還致します。

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ・ 雇い入れ後 2 週間未満で退職した場合 | 紹介手数料の 100% |
| ・ 雇い入れ後 2 週間を超え 1 か月未満で退職した場合 | 紹介手数料の 75% |
| ・ 雇い入れ後 1 か月を超え 2 か月未満で退職した場合 | 紹介手数料の 50% |

有限会社 G・サクセス